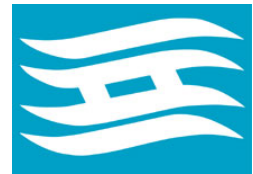


兵庫県公報

令和2年3月24日 火曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（市町振興課）	1
○ 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

- 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（規則第8号）
 - 1 建築基準法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。
 - 2 覚せい剤取締法等の一部改正に伴い、引用法令の名称を改める等規定の整備を行うこととした。
- 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第9号）

建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令の引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

規 則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第8号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則（平成12年兵庫県規則第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表8の項1中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表14の項1中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者」に、「覚せい剤原料輸入業者等」を「覚醒剤原料輸入業者等」に改め、同項2中「覚せい剤原料輸入業者等」を「覚醒剤原料輸入業者等」に改め、同表15の項1中「覚せい剤及び覚せい剤原料の取締りに関する手續を定める規則」を「覚醒剤及び覚醒剤原料の取締りに関する手續を定める規則」に、「覚せい剤規則」を「覚醒剤規則」に、「覚せい剤原料輸入業者等」を「覚醒剤原料輸入業者等」に改め、同項2中「覚せい剤規則」を「覚醒剤規則」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、本則の表8の項1の改正規定は、公布の日から施行する。



建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び第3項」を「又は第3項」に、「第112条第20項」を「第112条第21項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。